

商標関係料金の見直しについて（案）

平成 19 年 12 月

特 許 庁

1. 知財を巡る環境の変化

(1) 企業活動においてブランド価値の創造が重要となっており(【図表1】)、企業の出所識別力等を具現化する知的財産として商標が位置づけられている。近年、日本人による外国への商標出願件数が増加傾向にあり(【図表2】)、企業が複数国への商標出願を求められているところ、諸外国と比較して、我が国における商標関係料金の高さ(【図表3】)が問題として指摘されている。

【図表1】

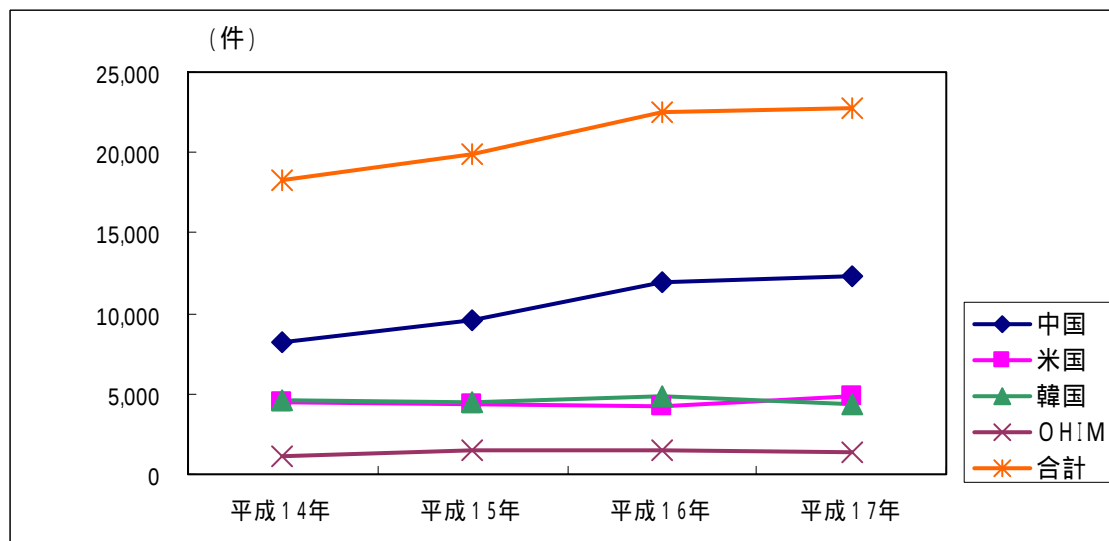
コーポレートアイデンティティ活動に伴う年代別商標関連費用(調査・出願等)

	平成18年～	平成13年～平成17年	平成8年～平成12年	平成3年～平成7年
～100万円	34.2%	31.0%	24.0%	37.1%
101～500万円	21.1%	25.9%	44.0%	37.1%
501～1,000万円	10.5%	12.9%	12.0%	8.1%
1,001～2,000万円	18.4%	15.5%	6.0%	8.1%
2,000万円超	15.8%	14.7%	14.0%	9.7%

↑ 商標関連費用を高額にしている企業の割合が増加

(平成18年商標出願動向調査(特許庁))

【図表2】日本人による外国への商標出願件数



(特許行政年次報告書2007年版(特許庁))

【図表3】商標関係料金の国際比較

(注1)、(注2)	日 本	米 国	欧州共同体	イギリス	フランス	ド イ ツ
出 願 手 数 料	27,900円	\$436 (51,465円)	€ 750 (121,004円)	£254 (60,096円)	€ 225 (36,301円)	€ 290 (46,788円)
設定登録料	96,360円	(注3)	€ 850 (137,138円)	(注3)	(注3)	(注3)
権利取得に必要な経費	124,260円	\$436 (51,406円)	€ 1,600 (258,141円)	£254 (60,096円)	€ 225 (36,301円)	€ 290 (46,788円)
権利維持に必要な費用 (更新登録申請手数料)	220,460円	\$536 (63,269円)	€ 1,350 (217,807円)	£254 (60,096円)	€ 240 (38,721円)	€ 750 (121,004円)
通貨レート	-	118.04円	161.34円	236.60円	161.34円	161.34円

(注1) この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年12月～平成19年11月末での平均換算率)による。

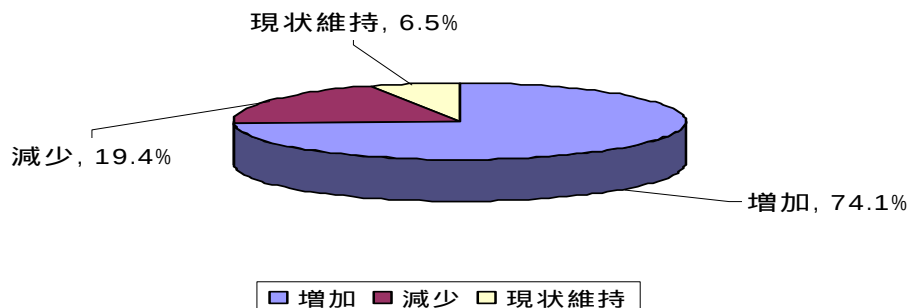
(注2) 各国の平均的な出願(2006年)で試算。(区分数 日:1.46区分 米:1.34区分 欧:2.75区分 英:2.16区分)

仏及び独については、平均的な出願の区分数データなし。(3区分まで同一価格であるため3区分にて試算)

(注3) 米、英、仏、独については、出願料に登録料が含まれる。

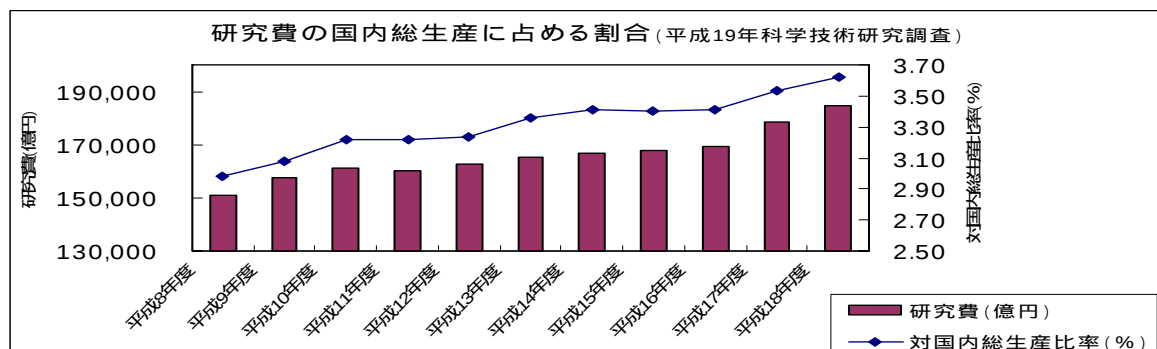
(2) 景気の拡大や企業活動のグローバル化等に伴い、近年における企業の知財活動費が増加している(【図表4】)。知的財産戦略は事業戦略、研究開発戦略と一体となりつつあり、研究開発費及びその対国内総生産比率は増加傾向にある(【図表5】)。そこで、企業は研究費回収のため、権利を相当期間保有しようとするものの、現行特許料の累進構造にともなう高額な料金等により、研究開発費回収に必要な相当期間の権利維持が難しい状況となっている。

【図表4】企業における知財予算の増減(直近5年間)



(特許庁調べ)

【図表5】



(3) 一方、平成15年の改正特許法の施行から3年が経過し、附則に規定されている料金見直し時期(法律施行から5年経過した後)が近づいていること、国会附帯決議において、「附則の見直し期間にかかわらず、施行状況を見つつ、検討を行う」とあること、さらに今年5月に経済産業大臣より料金制度全体について見直しの指示を受けているところである。

(4) これらを勘案し、特許や商標を中心に各種料金を見直すこととした。

3. 特許特別会計における中長期的な収支見直し

前回の料金改定(平成16年4月施行)から3年が経過し、料金を見直すに当たって、今後の特許特別会計の歳入、歳出の中長期的な試算を行った。特許特別会計を中長期にわたって安定的に運営する必要があるため、歳入面において今後の研究開発動向、出願動向、審査請求行動等の変化といった変動要因はあるものの、一定の歳入見通しを立てるとともに、歳出面では審査迅速化の実現、新システムの構築、中小企業の知財活動支援等に現時点で予見し得る必要な歳出を考慮した見通しを立てた。

4. 引き下げ可能幅

- (1) 上記の中長期的な収支見通しの結果、一定程度歳入を引き下げることが可能と見込まれる。
- (2) さらに、特許部門及び商標部門において、上述の政策課題やユーザからのニーズがあることに加え、部門ごとの中長期的な収支見込については、仮に出願件数、費用の配賦基準等について前提をおいたモデルに基づいて前回の料金改定と同様に計算したところ、特許部門及び商標部門において収入超過が見込まれ、実用新案部門と意匠部門では収支が均衡することが見込まれることから、料金引き下げを行う対象は、特許部門と商標部門とする。
- (3) 特に特許部門において、中小企業から特許料の引き下げニーズが強いことや、研究開発の促進という政策的重要性、部門間のバランス等をも考慮した上で両部門の引き下げ幅を決定する。
- (4) ただし、平成25年度までを予測したが、それ以降の予測については不確定要素が増すこともあり、新料金施行後一定期間経過後に施行状況等について検討する必要がある。

5. 具体的引き下げ方法

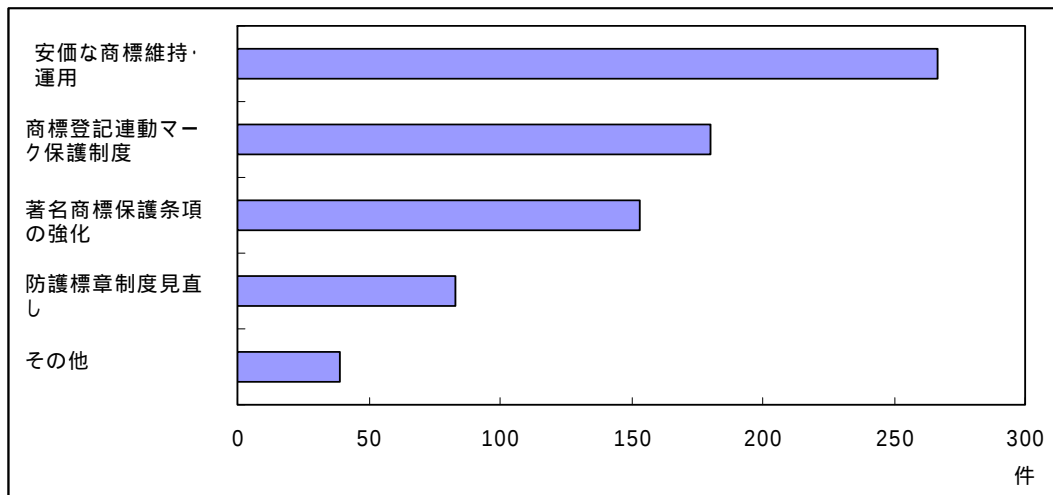
(1) 商標部門の料金引き下げ

他国と比較して出願料、設定登録料及び更新登録料が高額となっていること、安価な商標権の維持に対する強い要望がある(【図表6】)ことから、出願料、設定登録料、更新登録料を引き下げることにする。

【図表6】標章の保護のあり方に関するアンケート結果

- わが国における標章の保護のあり方について要望する方向性

対象：日本知的財産協会会員、ロゴマークを有する企業 6 業種（化学、電気・機械、食品、繊維、雑貨、役務）を中心とした 1,427 社にアンケート送付。有効回答数：635 通）



（平成 18 年度商標出願動向調査（特許庁））

その際、

諸外国において出願料と登録料を合わせた額が、更新登録料と同水準であること。

更新登録料が高額であることにより、更新登録申請ではなく再出願するケースが多く（【図表7】）、適正な権利維持行動を促す必要があること。

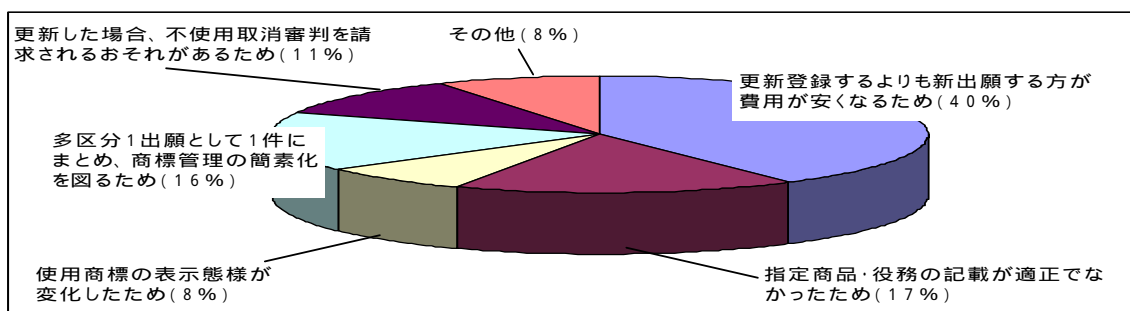
商標関係料金の中で、更新登録料の引き下げニーズが最も多いこと。

を踏まえ、更新登録料を重点的に引き下げることにする。

【図表7】商標の活用状況に関するアンケート結果

- 更新登録申請せずに新出願した理由

	件数	割合
更新登録するよりも新出願する方が費用が安くなるため	79	40%
指定商品・役務の記載が適正でなかったため	33	17%
使用商標の表示態様が変化するため	15	8%
多区分1出願として1件にまとめ、商標管理の簡素化を図るため	32	16%
更新した場合、不使用取消審判を請求されるおそれがあるため	21	11%
その他	16	8%



（平成 17 年度商標出願動向調査（特許庁））

ただし、料金改定後も更新登録料は設定登録料よりも引き続き高く設定すること、商標審査において不使用商標対策を講じる運用¹を開始したこと等により不使用商標への対策を行っている。

また、引き続き更新登録料が登録料よりも高いものの、その傾斜率が低くなることにより、不使用商標が増加するのではないかとの意見も考えられるが、企業アンケートの結果、

商標の出願、更新登録申請、再出願の判断に料金との関係は薄く、各企業の事業戦略により行われること。

更新登録料が高額なことを理由に、拒絶リスクのある再出願を行っているケースがあり、料金面から適正な権利維持行動へ促す必要があること。

更新登録料には不使用商標対策として的高額傾斜を設けているが、更新登録料が高額なことを理由に更新申請を諦めている企業は僅かであり、「過去、現在の使用の予定が無く将来の使用予定のない商標」を更新するという意見はほとんど無いこと。

更新登録料を設定登録料と同額に引き下げた場合でも、更新登録を増加すると回答した企業は2割未満であり、その企業の中でも「過去、現在の使用の予定が無く将来の使用予定のない商標」を更新すると回答した企業は3%に過ぎないこと。

という理由により、料金の変更によって更新申請件数を調整するという機能は、ほとんどないと考えられる。また、分割納付額を、更なる不使用商標対策として、また分割納付制度の利用促進を図るために分割納付額を引き下げる。

新料金は、更新登録料を、出願料と設定登録料との合計額と同額とした後、出願料、設定登録料、更新登録料を一律引き下げることにする。

これにより、魅力あるブランドの創出及び活用を促進することができる。

(2) 特許部門の料金引き下げ

特許部門については、特許料及び出願料の引き下げを行うこととする。

1 指定商品の類似群コードが8個以上にわたる出願がなされた場合、指定商品にかかる業務を出願人が行っているか合理的な疑義があることから、出願人に使用の意志があるか否か確認を行う（使用の意志が確認できなければ拒絶とする）。

1. 特許特別会計の概要

(1) 特許特別会計の原則

特許特別会計は、収支相償の原則の下、産業界をはじめとする出願人からの特許料等の歳入により、審査・審判等の事務に要する歳出を支弁する仕組みとなっており、中長期的に特許特別会計全体で収支がバランスする仕組みにより運営されている。

(2) 特許関係料金の性質

・出願料

出願に対する事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に設定される。

・審査請求料

審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。具体的な料金水準は、実費を勘案しつつ、適正な審査請求行動が期待できる範囲であり、かつ特許性が見込まれる出願への審査請求をも抑制するようなことがないような金額に設定される。

・特許料、設定登録料、商標更新登録料

特許権、商標権等を維持するために徴収される料金であり、具体的に個別の経費に対応して決められるものではなく、収支相償の原則から、出願料等と合わせて、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように決定される。

また、商標更新登録料については上記の性質に加え、不使用となっている商標権が更新登録されることにより、後から出願される商標の選択の幅が制限されてしまうことのないように、設定登録料よりも高く設定されている。

(3) 特許関係料金の推移

特許特別会計は、収支相償の原則を前提としつつ、以下のような諸観点から料金改定を行ってきた（【図表1】）。

（ ）全ての料金の引き上げ

歳出超過が見込まれるとき、歳出超過が発生しないよう財源を確保するために料金の引き上げを行った（昭和59、62年、平成5年）。

（ ）特許料・審査請求料の引き下げ

出願人への費用負担を軽減するために、特許料及び審査請求料の引き下げを行った（平成10年、11年）。

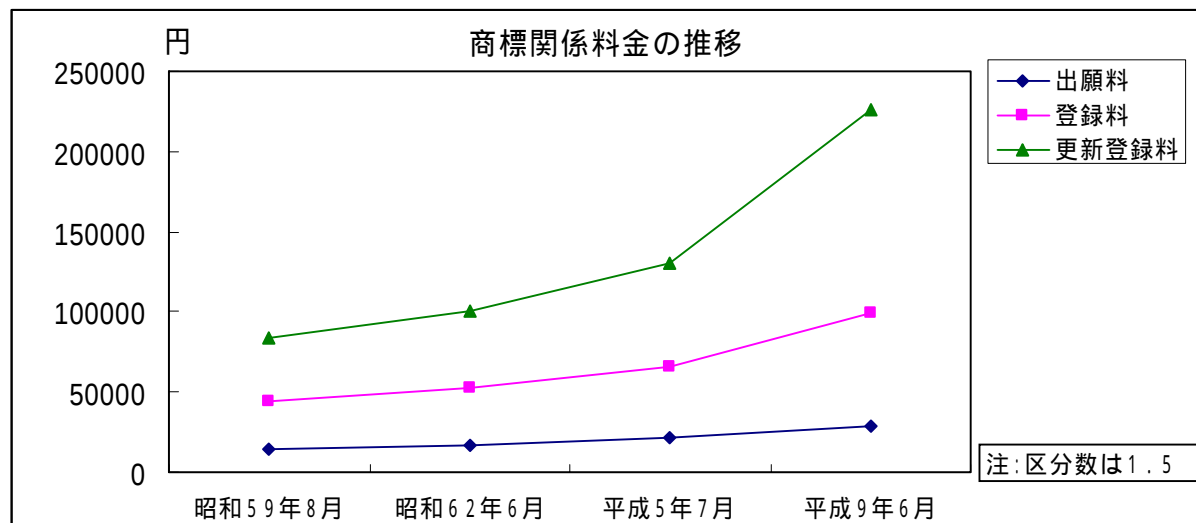
（ ）出願料・特許料の引き下げ、審査請求料の引き上げ

出願人間の費用負担の不均衡の解消及び迅速・的確な特許審査の実現を図るため、出願料及び特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げた（平成15年）。

（ ）その他

国際商標条約への加入に伴う一出願多区分制の導入。（平成9年）

【図表1】



【図表2】産業財産権関係料金表（抜粋）

	特許	実用新案	意匠	商標
出願料	16,000 円	14,000 円	16,000 円	6,000 円+ (区分数 × 15,000 円)
審査請求料	168,600 円+ (請求項の数 × 4,000 円)	-	-	-
特許料・設定登録料	第1年から第3年まで: 毎年 2,600 円に 1 請求項につき 200 円を加えた額 第4年から第6年まで: 毎年 8,100 円に 1 請求項につき 600 円を加えた額 第7年から第9年まで: 毎年 24,300 円に 1 請求項につき 1,900 円を加えた額 第10年から第25年まで: 毎年 81,200 円に 1 請求項につき 6,400 円を加えた額	第1年から第3年まで: 毎年 2,100 円に 1 請求項につき 100 円を加えた額 第4年から第6年まで: 毎年 6,100 円に 1 請求項につき 300 円を加えた額 第7年から第10年まで: 毎年 18,100 円に 1 請求項につき 900 円を加えた額	第1年から第3年まで: 毎年 8,500 円 第4年から第10年まで: 毎年 16,900 円 第11年から第20年まで: 毎年 33,800 円	商標設定登録料: 66,000 円 × 区分数 更新登録申請: 151,000 円 × 区分数

(4) 特許特別会計の推移

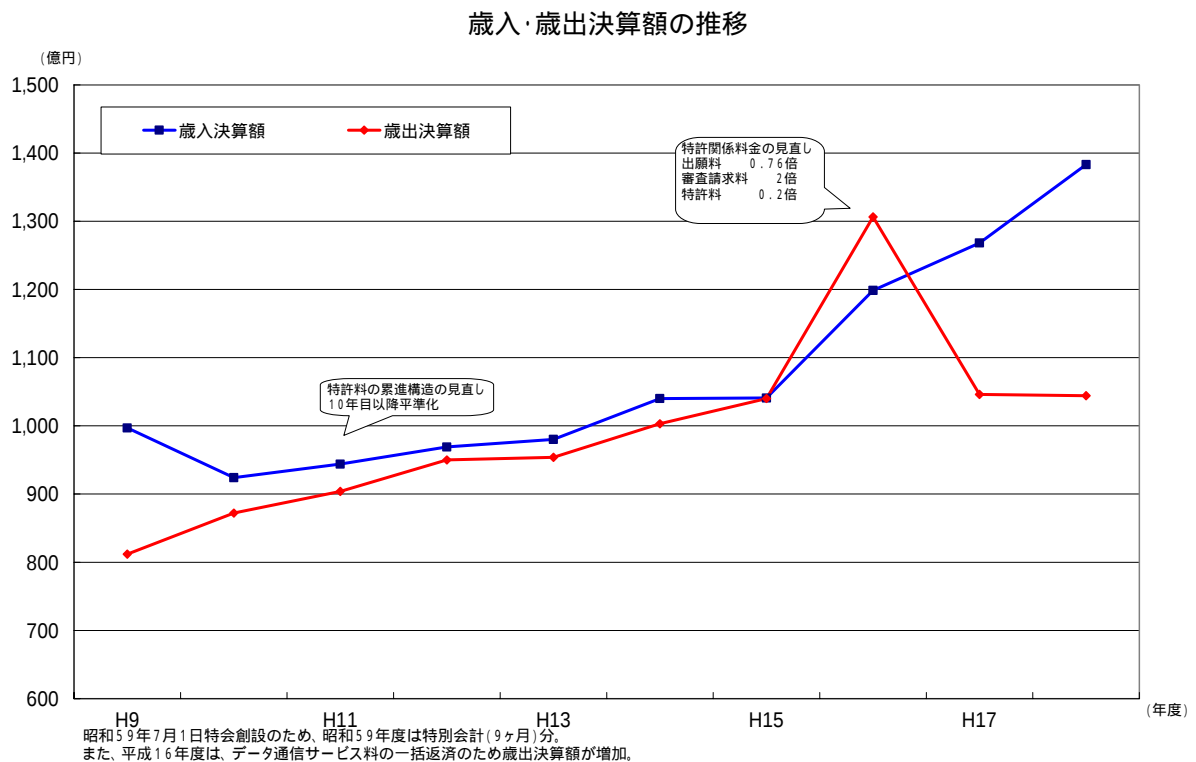
特許特別会計は昭和59年の創設以降、出願件数の増加等により歳入額は増加傾向にあり、出願件数、審査請求件数、審査処理件数の増加等により歳出額も増加傾向にある(【図表3】)。

近年における歳入、歳出額の推移状況については、歳入面では、平成16年4月より審査請求料の引き上げを行ったこともあるが、審査請求期間短縮による審査請求件数の一時的な増加により、

増加となっている。

また、歳出面では、平成16年度に一時的な増加（データ通信サービスに関する残債の一括返済）はあるが、歳出の合理化を行っているため、審査請求件数の増加があるにも関わらず低い水準での増加となっている。

【図表3】



(5) 特許特別会計の歳入・歳出構造

特許特別会計の歳入構造として、審査請求料が歳入全体の40%弱を占め、特許料、実用新案登録料が歳入全体の25%を占めている。また、商標部門の収入が歳入全体の24%を占めている。一方、歳出では、人件費、審査審判関係経費、機械化経費がそれぞれ歳出全体の25%程度を占めている。

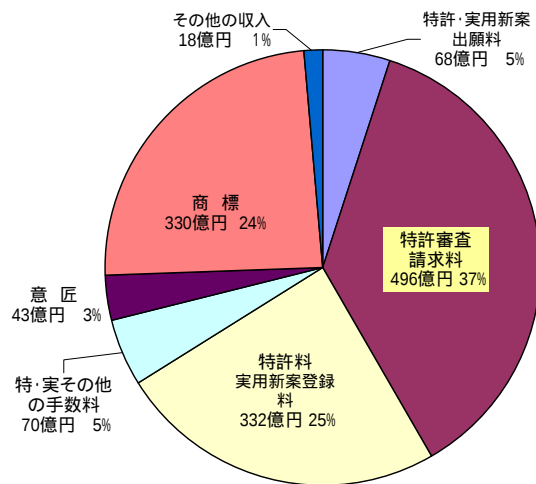
また、特許審査迅速化のための任期付審査官の採用や検索外注件数の増加に伴う歳出及び業務効率化のための機械化経費を増加させているところである（【図表4】）。さらに、近年では中小企業の知的財産活動に対してより手厚い支援を行うために、中小企業向けの予算を拡充しているところである。

なお、現在審査請求後、審査順番待ち期間は約27ヶ月となっている。現在これを平成23年には11ヶ月に短縮するよう各般の取組みを行っているが、それでも審査請求料の納付と審査実施との間にタイムラグがあること等、出願から権利が登録、維持されるまでタイムラグがあるため、特許特別会計の収支バランスは、単年度ではなく、中長期的な観点から評価すべきである。

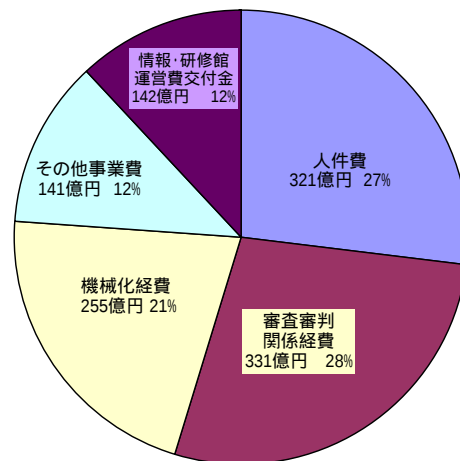
【図表4】

平成19年度特許特別会計予算の歳入・歳出構造

歳入 1,356億円



歳出 1,190億円



任期付き審査官は人件費の内数

検索外注費は審査審判関係経費の内数